平成30年度
事業計画及び予算概要

人間を救うのは、人間だ。

日本赤十字社滋賀県支部

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人　道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公　平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中　立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独　立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉　仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単　一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目　　次

はじめに……………………………………………………………………………………1

Ⅰ．支部事業・一般会計予算概要

１．会員の増強と赤十字活動資金の増収…………………………………………………2

２．災害救護体制の充実強化……………………………………………………………2

３．赤十字救急法・健康生活支援講習等の普及の強化…………………………………3

４．赤十字奉仕団の育成強化……………………………………………………………4

５．青少年赤十字の育成強化……………………………………………………………4

６．赤十字看護師の教育…………………………………………………………………5

７．国際活動の推進………………………………………………………………………5

８．広報活動の強化………………………………………………………………………5

９．有功会の充実…………………………………………………………………………6

は じ め に

日本赤十字社滋賀県支部は、明治28年４月の創設からこれまで120年以上の長きにわたり、戦時には戦傷病者の救護活動に従事したほか、災害時には負傷者の救護や被災地の復興支援に取り組むなど、一貫して苦しむ人々に寄り添う活動を続けてまいりました。

支部では、社会環境が急速に変化する今日において、改めて赤十字活動のあり方を見つめなおすとともに、社会から求められている役割を担うという視点で、県民の皆様の共感と支援が得られるよう、組織及び活動の効率性、透明性をより一層高めるとともに、多様な組織・団体とも連携を深めながら日本赤十字社の各活動を推進してまいります。

平成30年度は特に、「救護体制の強化と、地域での防災教育の普及促進」「新しい社員制度の普及定着と会員の拡大」「赤十字ボランティアの組織強化」「広報活動の一層の推進」を柱とした取り組みを積極的に展開してまいります。

災害救護については、今後高い確率で発生が危惧されている南海トラフ地震をはじめ大規模災害の発生に備え、防災関係機関との連携の強化を図るとともに、引き続き迅速かつ的確な救護活動を実施するための体制整備を行ってまいります。

さらに、東日本大震災等の教訓を踏まえ、将来、発生が予測されている大規模災害等から人々のいのちを守るためは、地域コミュニティにおいて「自助」「共助」の力を高める防災思想の普及が極めて重要であることから、赤十字講習等のノウハウ、講習指導員・防災ボランティア等の人材を含め、支部が有する資源を最大限に生かした防災教育の一層の普及促進を図ってまいります。

日本赤十字社の社員制度は、組織の根幹をなすものであり、支部の活動を支える極めて重要な基盤であることから、地区分区、地域赤十字奉仕団等の関係機関、団体とより連携を密にし、平成29年度から導入された新たな社員制度の普及定着を図ってまいります。

赤十字ボランティアの組織強化については、ボランティアの主体性や自主性を尊重しながら、組織強化や運営の活性化に向けた働きかけを一層進めるとともに、組織の総力を挙げて「男女共同参画型」の新たな魅力ある地域奉仕団づくりにも取り組んでまいります。

広報活動の一層の推進については、より信頼される日本赤十字社を確立するため、会員、ボランティア、協働企業・団体等とのパートナーシップ構築に向け、理解と協力の促進を図るとともに、会員に対して効果的な情報発信を定期的に行い、支部を挙げて広報活動を展開してまいります。

支部では、皆様から寄せられました貴重な活動資金を最大限活用して、職員・ボランティアが一丸となり、「人道」を基本理念とした地域に根差した幅広い活動に取り組んでまいります。

平成30年度につきましても、日本赤十字社の活動の推進に皆様の変わらぬご支援とご協力を引き続き賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年２月

日本赤十字社滋賀県支部

Ⅰ．支部事業・一般会計予算概要

１．会員の増強と赤十字活動資金の増収

日本赤十字社は「日本赤十字社法」に基づき設置された法人で､「会員」をもって組織されている。この「会員」とは、赤十字活動の趣旨に賛同して、日本赤十字社の諸活動のため、活動資金を納入していただく個人及び法人であり､「会員」に納めていただく「活動資金」が事業活動の主な財源である。

昨年度から､「社員」を「会員」と呼称するなどの新制度が導入されたことに伴い、平成30年度は、支部会員システムの新規導入による支援者情報の適切な管理を行い、地区分区との一層の関係強化に努めるとともに、有功会・奉仕団等の協力を得て、会員の増強と活動資金の増収に努める。

⑴　支部会員管理システムの新規導入による支援者情報の適切な管理の実施
⑵　地区分区、地域奉仕団、有功会との連携による活動資金募集活動の強化
⑶　配達地域指定郵便物による会員募集の実施
⑷　企業との協働活動の推進（寄付金付自動販売機の設置・募金箱の設置等）
⑸　個人・法人に対するダイレクトメールによる活動資金募集の促進
⑹　支部ホームページからのクレジット決済を利用した会員加入の促進
⑺　遺贈による寄付制度の活用

２．災害救護体制の充実強化

災害救護活動は、赤十字の理想とする人道的任務を達成するための第一義的な活動であり、国際的にはジュネーブ諸条約等に、国内では日本赤十字社法及び同定款に基づいて行われている。

日本赤十字社は、災害対策基本法はじめ多くの災害対策関連法において「指定公共機関」として位置づけられるとともに、災害救助法により都道府県知事から、被災現場の医療活動、助産など救助等の実施に関し必要な事項を委託されているなど重要な役割を担っている。

赤十字の救護活動は、医療救護活動、救援物資の備蓄と配分、血液製剤の供給、義援金の受付、安否確認など多岐にわたっており､これらの活動は赤十字職員だけでなく､多くの赤十字ボランティアに支えられて実施される。

近年、台風、地震、局地的集中豪雨などの自然災害が多発する中にあって、災害発生時に迅速かつ的確な救護活動が実施できるよう、支部の災害救護体制を一層充実強化していく必要があるため、平成30年度においても、医療救護班が携行する救護資機材や装備品の充実を図る。

また、滋賀県をはじめ各防災関係機関と連携して、引き続き各種防災訓練を実施するとともに、救護要員の養成訓練や、赤十字ボランティアの養成研修に努める。

⑴　救護班要員の養成・登録
⑵　日本赤十字社第４ブロック災害救護訓練、滋賀県総合防災訓練等への参加
⑶　救護班装備・資機材等の充実・強化
⑷　通信機材の運用・訓練の実施（業務用無線、アマチュア無線等の通信訓練）
⑸　防災ボランティアの募集・登録と実践研修の実施
⑹　赤十字ボランティアによる災害時活動の支援（派遣調整及び事業費支援）
⑺　災害被災者に対する救援物資（毛布・緊急セット等）の給付と整備
⑻　災害により死亡された方のご遺族に対する弔慰金（災害見舞金）の交付

⑼　災害被災者に対する義援金の受付・配分

３．赤十字救急法・健康生活支援講習等の普及の強化

日本赤十字社における講習事業は、1926年（大正15年）に「衛生講習会」を実施したことに始まり、その後時代の変化に応じながら講習体系の変更を行い内容の充実を図ってきた。

滋賀県支部では現在「救急法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」「水上安全法」の各講習会を実施しており、県内における講習指導は各講習の指導員資格を有した県内ボランティアと赤十字職員により行われている。

平成30年度においては、赤十字ボランティアによる講習普及体制の強化や、「市民による救命率」の向上を目的として心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）の使用などによる救命技術の普及に努める。

一方、健やかな高齢期を過ごすための健康維持・増進の知識、技能の普及や、子どもに起こりやすい事故の予防と正しい手当て方法の普及など、社会的ニーズに対応した講習会を教育機関や自治会等からの要請に応じて実施する。

防災教育については、近年、大型台風や局所的集中豪雨が頻発し、南海トラフ地震など巨大災害の発生も懸念される中、災害から自らのいのちを守るための知識・意識・技術の向上を図るため、赤十字防災教育プログラム等を活用し、地域コミュニティや学校などに対して、防災教育を実施する。

⑴　学校、自治会等からの講習要請に対し、一次救命処置を主体に誰もがすぐにできる応急手当ての普及を図る。

⑵　救急法、健康生活支援講習、幼児安全法、水上安全法において救急員、支援員、救助員養成を実施し各講習の受講者拡大を図る。

⑶　救急法、健康生活支援講習等の指導員の強化育成を図り講習普及を推進する。

⑷　各養成講習会の資格継続希望者に対する「資格継続研修」を実施する。

⑸　赤十字講習普及推進サポーター制度を推進する。

⑹　稼働率の低い講習指導員に対する指導員実践力向上研修を実施する。

⑺　滋賀県安全法指導員協議会で実施する交流、研修等への支援を行う。

⑻　支部ホームページ等を通した講習関連情報の提供を行う。

⑼　地域コミュニティや学校などに対して、防災教育を実施する。

赤十字講習の開催回数

区　分	一般普及講習	養成講習	合計
救　急　法	基礎　15回 短期講習　150回	救急員養成　13回	178回
健康生活支援講習	短期講習　20回	支援員養成　４回	24回
幼 児 安 全 法	短期講習　50回	支援員養成　３回	53回
水 上 安 全 法	短期講習　20回	救助員Ⅰ養成１回	21回

４．赤十字奉仕団の育成強化

赤十字奉仕団は、各市町及びボランティア活動の分野ごとに結成された日本赤十字社のボランティア組織である。その目的は、赤十字の理念である人道・博愛の精神に基づく活動を実践し、地域社会や人々の福祉の向上に貢献することである。このような奉仕団活動の充実は、赤十字事業の発展には欠かせないものである。

人間のいのちと健康、尊厳を守る日本赤十字社の使命を実現するために、自治会や関係団体との連携を強化するとともに、地域奉仕団の組織力を生かし、社会のニーズの変化や地域の期待にあわせた活動を進める。また、それぞれの奉仕団の特色を生かした活動を強化し、防災や減災への取り組みの推進を図る。

加えて、団員の増強に取り組み、活動の中心となるリーダーの育成に努める。

⑴　地域奉仕団の活性化と人材育成

①　男女が共に参画できる魅力ある地域奉仕団づくりを進めるため、男性用ユニフォームの整備や男性団員向けガイドブックの活用による加入促進に努める。また、男性団員交流研修会を開催し、男性団員の活動意欲の高揚を図る。

②　各奉仕団の副委員長を対象とした研修会を開催し、活動の中心となるリーダーの育成を図る。

③　自治会や自主防災組織、民生・児童委員等との連携を強化し、地域での位置づけを確立する。

④　「一声ふれあい運動（在宅高齢者等への訪問活動）」や防災・減災への取り組みを推進するなど地域の実情に応じた多様な社会奉仕活動を推進する。

⑤　地区別一日研修会の開催による団員の活動意欲の高揚と赤十字思想の普及徹底を図る。

⑥　委員長会議・研修会（１回）、県支部委員会（３回）、常任委員会（４回）を開催し、事業計画、基本目標の周知徹底と連絡調整を図る。

⑦　青少年赤十字活動や特殊奉仕団と連携し、地域社会の需要に応えられる人材の育成や活動を推進する。

⑵　青年赤十字奉仕団や無線赤十字奉仕団、青少年赤十字賛助奉仕団、防災支援赤十字奉仕団の育成強化

①　青年・無線・防災支援奉仕団合同研修会を開催するとともに、近畿ブロック青少年赤十字賛助奉仕団交流研修会及び近畿ブロック青年赤十字奉仕団研修会への参加を促すなど団員の育成を図る。

②　献血キャンペーン、ＮＨＫ海外たすけあい、防災訓練等への積極的な参加、協力を行う。

５．青少年赤十字の育成強化

人道、博愛即ち人間尊重の赤十字精神を通じて青少年の健全育成を図ることは、将来の赤十字の担い手を育てるために重要な取り組みである。

青少年赤十字は、学校教育を通じて取り組まれることから、加盟校における取り組みを促進するため、指導者の養成、魅力ある教育プログラムの提供、助成金の交付などの環境整備に取り組んでいる。

平成30年度は昨年度に引き続きトレーニングセンターを実施し、自主・自立の精神を身につけ、赤十字や青少年赤十字に関する知識や技術を学習することにより、児童生徒のリーダーを養成する。

また、加盟校における青少年赤十字活動の充実と普及、未加盟校への啓発を図るため、滋賀県青少年赤十字研究推進委嘱校を２年間にわたり指定するとともに研究発表会を行う。国際交流の分野

においては、赤十字が目指す国際理解・親善の取り組みを推進するため、平成30・31年度青少年赤十字国際交流事業推進校を指定し、同校からメンバー等をマレーシアへ派遣する。

通年事業として青少年赤十字メンバー・加盟校応援プロジェクトを実施し、加盟校における実践活動を支援することで、青少年赤十字活動の一層の振興を図る。

⑴ 青少年赤十字の加盟校の増加とメンバーの増強
⑵ 滋賀県青少年赤十字指導者協議会の組織強化と指導者の育成
⑶ 青少年赤十字メンバー・加盟校応援プロジェクトの実施
⑷ 滋賀県青少年赤十字指導者研修会の実施
⑸ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンターの実施
⑹ 滋賀県青少年赤十字研究推進委嘱校の指定と研究発表会の実施
⑺ 青少年赤十字国際交流事業推進校の指定と日本赤十字社第４ブロック合同青少年赤十字国際交流事業への参加（派遣）
⑻ 青少年赤十字広報誌発行等による普及と活性化の促進

６．赤十字看護師の教育

高い教養とすぐれた技術を合わせもつ看護師の養成は、121年の長い歴史をもち、当初から常に最高水準の教育方針を堅持して続けられ、過去に多くの卒業生を送り出している。

近年、赤十字看護師は国内の医療現場だけではなく、国際赤十字の有力なメンバーとしても高い評価を受けており、その使命と期待は非常に大きいものがある。

大津赤十字看護専門学校では1学年の定員を40人とし、災害救護活動や看護の分野において社会の要請に応え得る豊かな人間性と看護に関する幅広い能力を兼ね備えた看護の実践者を養成する。

７．国際活動の推進

日本赤十字社では、世界各地で発生する紛争犠牲者や災害被害者の救援及び復興支援、さらには発展途上国への開発支援などを積極的に進めている。

滋賀県支部においても、国際活動の財源となっている「ＮＨＫ海外たすけあい」キャンペーンを、地区･分区をはじめ県内赤十字施設、赤十字奉仕団等と連携のもと広く展開するなど、本キャンペーンに積極的に取り組む。

８．広報活動の強化

日本赤十字社の活動は、会員をはじめ広く国民、県民の理解と協力によって支えられている。

滋賀県支部では、赤十字理念や活動についての理解を深めていただくため、地区・分区をはじめ県内赤十字施設その他関係機関との連携を強化し、インターネットやマスメディア等の広告媒体の活用等により、タイムリーで効果的な広報活動に取り組む。

⑴ 効果的な情報発信
① 全戸配布用チラシの発行
② 地元ラジオ、テレビ局でのスポットＣＭ等の放送
③ 地区・分区を通じた市町広報紙、ケーブルテレビ等への記事掲載
④ タイムリーなニュースリリースの発信
⑤ ホームページの積極的な更新とポスター、赤十字NEWS、広報用DVD等を活用した情報発信

⑥ 「私たちは忘れない。」～未来につなげるプロジェクト～の実施

⑵ 赤十字運動月間における企画広報の実施

① 赤十字フラッグの掲揚

② オリジナルコースター使用協力企業によるＰＲ

③ ポケットティッシュの配布による周知

⑶ 近畿ブロック府県支部での広報展開

① ＪＲ西日本駅構内でのPR広告、及び車内広告の掲出

９．有功会の充実

日本赤十字社滋賀県支部有功会は、赤十字事業の趣旨に賛同され金色有功章（活動資金50万円以上）・銀色有功章（活動資金20万円以上）を受章された方々により組織され、会員相互の親睦や健康の保持、赤十字思想の普及と有功章社員の増強に協力し、もって人類福祉の増進に寄与する目的で当県支部に設置されている。

会員の健康診断（人間ドック）の実施や親睦旅行などの事業を通じて、新規会員を開拓し、有功会の拡充強化に努める。

歳　出

（単位：円）

年度 / 科目	平成30年度予　算	平成29年度予　算	比較増減	対前年度比（%）	付　記
Ⅰ　災害救護事業費	28,714,000	28,991,000	△　277,000	99.0	
1　災害救護指導事業費	20,891,000	20,390,000	501,000	102.5	救護員の養成訓練、災害救助に要する費用
2　災害救護装備費	1,620,000	1,856,000	△　236,000	87.3	災害救護資材整備、救援車両維持管理に要する費用
3　非常災害救援物資整備費	0	201,000	△　201,000	－	
4　救護看護師指導養成費	3,703,000	4,044,000	△　341,000	91.6	救護看護師の養成に要する費用
5　指定事業地方振興費	2,500,000	2,500,000	0	100.0	災害救護資機材等整備に要する費用
Ⅱ　社会活動費	45,534,000	47,705,000	△　2,171,000	95.4	
1　救急法等普及費	6,476,000	7,250,000	△　774,000	89.3	救急法、健康生活支援講習等の普及費用
2　奉仕団活動費	14,540,000	15,257,000	△　717,000	95.3	奉仕団育成に要する費用
3　青少年赤十字活動費	14,640,000	15,198,000	△　558,000	96.3	青少年赤十字育成に要する費用
4　社会福祉活動費	164,000	164,000	0	100.0	社会福祉活動に要する費用
5　医療事業費	1,140,000	1,126,000	14,000	101.2	衛生普及に関する費用
6　血液事業費	8,574,000	8,710,000	△　136,000	98.4	血液事業の普及等に要する費用
Ⅲ　国際活動費	0	1,000,000	△　1,000,000	－	
Ⅳ　地区分区交付金支出	16,571,000	16,571,000	0	100.0	地区分区に対する社員管理事務及び募集事務等に要する費用
Ⅴ　社業振興費	20,338,000	20,190,000	148,000	100.7	広報及び社資募集に要する費用
Ⅵ　総務･管理費	40,309,000	42,317,000	△　2,008,000	95.3	給与費、庁舎管理等に要する費用
Ⅶ　本社送納金支出	24,388,000	24,367,000	21,000	100.1	本社社資送納金
Ⅷ　その他	11,511,000	10,816,000	695,000	106.4	
1　積立金支出	8,871,000	8,816,000	55,000	100.6	施設整備準備資金積立金、退職給与資金積立金
2　予備費	2,640,000	2,000,000	640,000	132.0	
3　翌年度繰越金	0	0	0	－	
歳出合計	187,365,000	191,957,000	△　4,592,000		